

# 新規事業評価調書

## 【急傾斜地崩壊対策事業】

### 下秋里（2）地区

県土整備部

土木局 砂防課

## 投資事業評価調書（新規）

部課室名	県土整備部土木局 砂防課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	砂防課長 高谷和彦 (主幹 (防災担当) 小倉正大)	内線	4459 (4467)	
事業種目	事業名	事業区間	総事業費	内用地補償費	着手予定年度	完了予定年度
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策 しもあきさと 下秋里（2）地区	佐用郡佐用町 しもあきさと 下秋里	2.2億円	—	平成29年度	平成32年度
事業目的			事業内容			
<p>当地区は、斜面崩壊の危険性が高いことから、土砂災害警戒区域となっており、斜面の下部には人家17戸、県道、町道がある。</p> <p>そのため、地域の人命・財産を守り、安全・安心な暮らしを支えるために、「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(H26～H30)」に基づき、急傾斜地崩壊対策を実施する。</p>			<p>擁壁工 延長320m 高さ3.0m～6.0m</p> <p>[負担割合] 国・県：各45.0% 地 元： 10.0%</p>			
評価視点	評価結果の説明					
(1) 必要性	<p>①下秋里地区にある斜面崩壊の危険性が高い箇所（JR姫新線上月駅より南へ約2.5km）である。</p> <p>②斜面は荒廃しており、危険な状態である。</p> <p>③がけ直下に多くの人家が連たんしており、土砂災害の危険性が高い。</p>					
(2) 有効性・効率性 (執行環境状況)	<p>①警戒避難体制の整備に加え、ハード整備により土砂災害対策の充実を図り、地域の安全・安心な暮らしの確保に大きな効果がある。</p> <p>②地元要望が強く、工事に対する地元の理解が得られていることから、円滑な事業の執行が可能である。</p>					
(3) 環境適合性	①擁壁の施工にあたり、切土面を最小限にとどめ、既存木を可能な限り残し、環境保全に努める。					
(4) 優先性	①保全対象には人家17戸、(一)吉永下徳久線、町道がある。また、斜面の荒廃が進行していることから、早期事業着手を図る。					

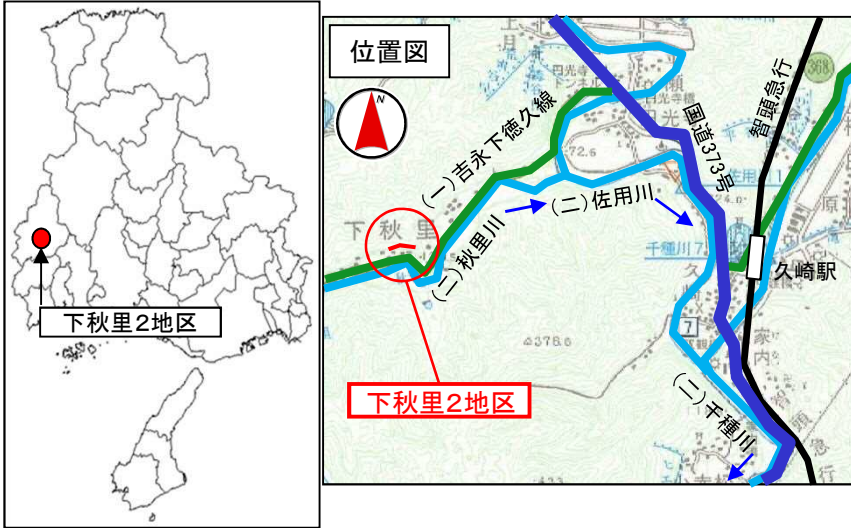
しもあきさと  
下秋里(2)地区 急傾斜地崩壊対策事業

さよう さよう しもあきさと  
兵庫県 佐用郡 佐用町 下秋里

【箇所概要】

当地区は、がけ高39m、勾配38度の急傾斜地である。当該斜面は荒廃が著しく、斜面崩壊の危険性の高い状態であるため、急傾斜地崩壊対策事業を行い、斜面崩壊から住民の生命を保全する。保全対象は、人家17戸、県道、町道など。

【位置図】



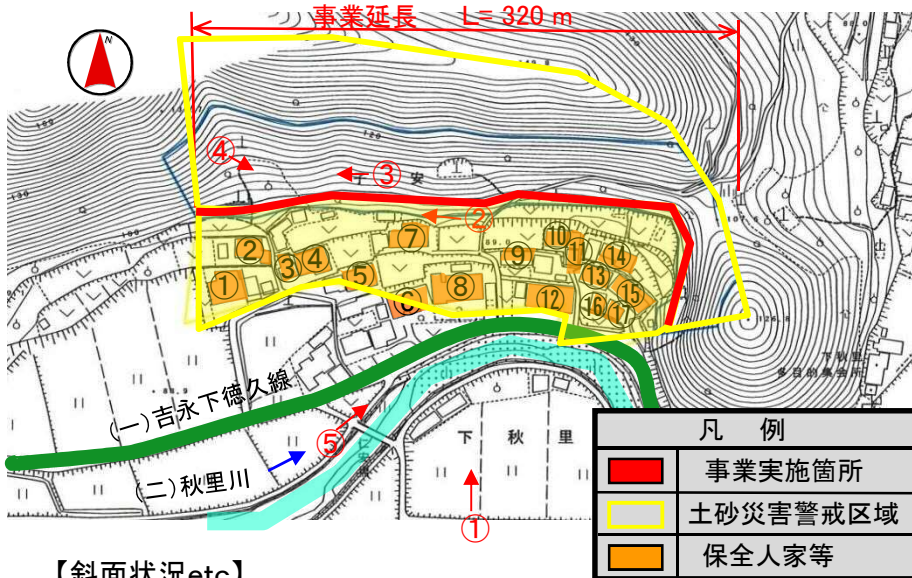
【計画概要】

全体事業費：224百万円  
工期：H29～H32  
延長・工種：擁壁工 L=320m

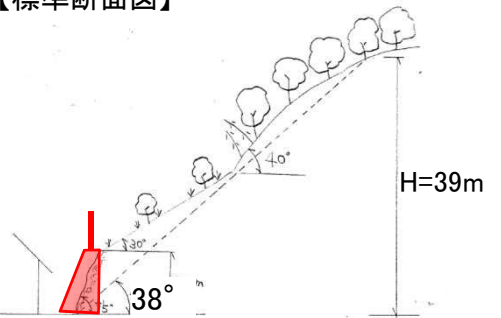
【全景】①



【平面図】



【標準断面図】



【斜面状況etc】



④保全対象(人家)



②保全対象とがけの状況



③斜面状況



⑤保全対象